

■ 定員超過利用減算

定員超過利用減算に該当する場合

⇒ 所定単位数の 30% 減

減算の要件その①

一日あたりの利用実績による減算

	定員	基準値の算定方法
一日あたり	50人以下	定員 × 1.5
	51人以上	(定員 - 50) × 1.25 + 25

例) 1日の利用定員 10人

→ $10 \times 1.5 = 15$

= 1日の利用者数が 15人を超える場合 (16人以上) に減算が適用

■ 定員超過利用減算

減算の要件その②

過去3か月間の利用実績による減算

	定員	基準値の算定方法
過去3ヶ月間	11人以下	(定員 + 3) × 開所日数
	12人以上	定員 × 開所日数 × 1.25

例) 1日の利用定員10人、過去3か月の開所日数60日

→ $(10 + 3) \times 60 = 780$

= 3か月間の延べ利用者数が780人を超える場合に減算が適用

1日の利用者数の管理だけでなく3か月間の延べ利用者数にも注意して定期的な見直しが必要

利用者が多く定員超過してしまっている恒常的に続いている場合

⇒ 定員変更を検討しましょう

■ 自己評価結果等の公表に関する届出

- 支援の質の評価及び改善を行い、おおむね1年に1回以上その内容を公表すること
- 事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者による評価を受け、その結果を事業運営に反映させることで、常に質の改善を図ること

自己評価結果等未公表減算

○減算対象

自己評価結果等の公表方法、公表内容を届出されていない事業所

○算定される単位数

所定単位数の100分の85

○適用期間及び適用範囲

届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障がい児全員について減算を適用

※新設の事業所については、指定日から1年間は減算を適用しません。

ただし、指定日から1年以内に自己評価結果等の公表を行い、届出をしてください。

■ 令和3年自己評価結果から改善が求められる項目

- 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知している
- 非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出、その他必要な訓練が行われているか
- 虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか
- どのような場合に已むを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、個別支援計画に記載しているか
- 食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示所に基づく対応がされている